

【注意】排出者（ごみを出す人）の代理で東金市外三市町環境クリーンセンターにごみを
 持込む場合、家族及び親族（3親等以内）による搬入が原則です。
 友人や知人等による代理搬入はできません。

家庭ごみ（一般廃棄物）処理等申請書

（宛先）東金市外三市町清掃組合管理者 様

家庭から排出された一般廃棄物の処理・処分を次のとおり申請いたします。

処理・処分を申請した一般廃棄物の所有権は放棄いたします。

申請にあたり、東金市外三市町環境クリーンセンターで処理可能なもののみ搬入します。

以下の申請内容は事実と相違ありません。

※太枠内を記入してください。

※該当するところに○を付けてください。

申請者 (家庭ごみを搬入する人)	搬入日	令和 6 年 10 月 1 日
	申請者住所	千葉市中央区市場町1-1
	申請者氏名	清掃 花子 清掃
	電話番号 <small>(日中連絡が取れる番号)</small>	090-0000-0000
	確認書類	※申請者の住所、氏名が確認できる身分証明書を提示してください。 運転免許証 マイナンバーカード その他 ()

排出者	発生場所住所	東金市 大網白里市 三ヶ尻9999 九十九里町 山武市
	排出者氏名	市町 一郎
	続柄	※申請者から見た排出者との関係 祖父母 親 配偶者 子 孫 その他 ()
	申請理由	① 排出者死亡のため ② 排出者が高齢等の理由で外出できないため ③ 排出者が入院等の理由で搬入できないため ④ 実家の片付けのため ⑤ その他 ()
	確認書類	※発生場所住所、排出者氏名が確認できる身分証明書等を提示してください。 運転免許証 運転経歴証明書 マイナンバーカード 固定資産税納税通知書 公共料金の領収書 その他 ()

【注意事項】

※1回の搬入につき1部提出をお願いします。

※現地確認をさせて頂く場合があります。

※排出者との関係を構成市町に照会させて頂く場合があります。